

第5章 能島城跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

本史跡は、能島及び鯛崎島の全域が国史跡として指定されており、公有地化もされている。また、国立公園の第1種特別地域であり、史跡としてだけでなくその環境も含めて良好に保存されていると言える。

しかし、第3章第4節で示したとおり、その本史跡の特性でもある潮流・波浪や樹木の根、近年の自然災害によって保存が脅かされ、遺構の損壊等が発生している。また、離島であるという立地条件から日常の管理の難しさも課題として挙げられる。以下に要素ごとに保存管理の現状と課題を整理する。

(1) 史跡指定地内の構成要素における現状と課題

【A】本質的価値を構成する諸要素

区分	要素	現状	課題
能島	郭Ⅰ	・郭Ⅰ北西側に水道があり、郭Ⅰに降雨した水の多くは北側斜面を伝って郭Ⅱ及び郭Ⅱ下斜面へ集中すると考えられる。平成30(2018)年7月豪雨ではこの箇所の郭Ⅱから船だまりにかけての斜面部が崩落を起こした。	・郭Ⅰ北西側縁辺部に盛土等で高まりを作るなど、雨水を縁辺部に集中させず、郭内部で浸透するような地形に改変する必要がある。
	郭Ⅱ	・北西側の帯郭は、雨水の流入によって郭縁辺部に度重なる崩落が起こっている。またわずかに残された平坦面も緩斜地になっており、雨天時や落葉時期には滑りやすく危険である。	・郭Ⅰからの雨水流入があり水道となっており、集水しない対策が必要である。また、幅が狭くなっている平坦面を少なくとも現状で保護、または復旧する必要がある。
	切岸及び天然の崖(郭Ⅲ)	・北側に突出した郭Ⅲの崖部分について崩落が顕著なため、郭自体の崩壊の危険がある。	・崖の斜面が急傾斜であり、風化・崩落も著しいため、完全に保護するのであれば擬岩工事的必要がある。また、雨水が崩落箇所流れ込むのを防ぎ、逆に南側へ排出するため、盛土などで緩傾斜をつくるなどの対処が必要である。

区分	要素	現状	課題
能島	切岸及び天然の崖(郭Ⅳ)	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の流出及び岩盤の亀裂に植物の根が入ることで崩落が進行している。大きな崩落は3か所で、近年崩落した箇所も見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面に植生する若木、古木の撤去。平坦面の縁辺部を盛り上げることで、崩落部分に雨水が流出しないようにする。完全に崩落を防止するのであれば、郭Ⅲ北端と同様、擬岩による整備も検討する。
	石積	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の石積は、中央から接岸施設よりにかけて、石積の中位がやや海側にせり出している。石積の最下段は旧形を留めていると考えられる。石積の背後は土の吸い出しによるためか陥没している箇所が数箇所認められる(平成16(2004)年8月の台風後に確認)。石積崩落の危険性は不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 吸い出しによって石積裏の砂が大量に流出しているため、部分的な崩落の危険性は高いと考えられる。石積の積み直し工事が必要となるが、石積あるいは埋め立ての時期、構造等が不明確であるため、事前に石積背後のトレンチ調査を試みたが、海水の流入により今の状態での調査は不可能であり、年代が特定できていない。
		<ul style="list-style-type: none"> 船だまりと郭Ⅲを結ぶ通路状遺構の法面の一部に土留めのための石積が遺存しているが、近年の大雨等により一部が崩落しており、今後さらに損壊の危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 海城特有の遺構として、船だまりから郭上部へ続く通路状遺構は、城の機能を明らかにするため重要であり、通路状遺構及び石積を保存していくため、崩落した石を使って原状に復元するとともに、新たな崩落を防ぐ措置が必要である。
木柱	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の石積前面の海中には、調査範囲だけで118本の木柱が遺存していることが確認された。木柱の性格や時期は明らかになっていないが、石積設置時の工事に伴い設置された可能性が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 石積の積み直しに際しては、木柱の保護と両立した工法検討が課題である。 木柱が海中に在ることから、木柱の腐食等の進行が懸念され、木柱の保存方法等について検討する必要がある。 	

区分	要素	現状	課題
能島	海蝕 テラス ・ 岩礁及び 岩礁 ピット	<ul style="list-style-type: none"> 最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が長い年月をかけて岩礁を浸食している。また、近年では付近を航行する船舶の大型化に伴い、航跡波による浸食も生じているものと考えられる。 海岸調査の結果を踏まえ、保護のため東部海岸1か所、船だまり2か所に消波捨石を設置。  <p style="text-align: center;">潮流</p>	<ul style="list-style-type: none"> 岩礁及び岩礁ピットが波浪に伴う浸食によって失われつつあり、岩礁の保護措置を講じなければならないが、有効な工法が確立されていない。 岩礁保護のために設置された消波捨石は、波浪から岩礁を守るために有効であるが、既設の範囲・規模では本史跡全体の岩礁保護について十分とは言えない。しかし、過大に設置することは、本史跡の景観阻害要因になる可能性があるため注意が必要である。  <p style="text-align: center;">浸食された岩礁ピット</p>
	郭VI 鯛崎出丸 切岸及び 天然の崖	<ul style="list-style-type: none"> 郭縁辺部の崩落が顕著である。近年の崩落も認められるが、郭IVと比較すると小規模である。中央部分がやや凹む地形であり、雨水はそこへ集水し、徐々に浸透しているようである。雨水のほか、郭縁辺部付近のサクラの根の発達崩壊原因のひとつと考えられる。 斜面は浸食により、垂直に近く立ちあがる。部分的であるが、大礫が散在する箇所がある。郭縁辺部は、崩落箇所は認められるが、郭IVなどと比較すると小規模である。植生の根が斜面の亀裂に入り込み少しずつ浸食している。隙間に水が流れ込むことで大きく崩落している。 	<ul style="list-style-type: none"> 郭縁辺部付近のサクラの処置を検討する必要がある。北側は、斜面へ雨水が流出している痕跡が一部で見られるため、縁辺部に高まりを作り、中央へ水が集まり浸透するようにするなど対処が必要である。 割れ目に礫用の接着剤等を充填することで崩落を防止する手段があるが、費用、工事規模ともに大きくなると考えられ、効果の程度は調査が必要である。斜面に植生している古木、若木を早急に撤去し、将来的な根の影響を軽減しておく必要がある。

区分	要素	現状	課題
鯛崎島	岩礁及び岩礁ピット	<ul style="list-style-type: none"> 最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が長い年月をかけて岩礁を少しずつ浸食している。また、近年では付近を航行する船舶の大型化に伴い、航跡波による浸食も生じているものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩礁及び岩礁ピットが波浪に伴う浸食によって失われつつあり、岩礁の保護措置を講じなければならないが、有効な工法が確立されていない。

【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素（保存部分）

区分	要素	現状	課題
保存施設	消波捨石	<ul style="list-style-type: none"> 平成17～18年に実施した海岸調査等の結果を踏まえて、東部海岸1か所、船だまりに2か所に花崗岩の置き石による消波捨石を配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所については岩礁が保護されているが、未施工の箇所については、波浪の影響を受けているため、船舶の航行、自然環境の影響を考慮した上で整備を検討する。
	石塁	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部保護のため北部海岸沿いに整備した。往時のものと誤認しないように切石積みの現代工法で施工した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現代工法であるため、史跡景観と調和していない。石塁の経過観察を行い、破損等が確認されれば、景観に配慮した修繕等の適切な処置を検討する。

【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素

区分	要素	現状	課題
歴史的構造物	石造物	<ul style="list-style-type: none"> 五輪塔の部材を積んだもの。島外から持ち込まれたという古老の証言があり、周囲の発掘調査の結果からこの地に元々あった可能性は低いと判断されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値と関係がなく、また、史跡整備に際して村上海賊ゆかりの墓所との誤解を受けまい撤去・移設を含めた対応を検討する必要がある。

区分	要素	現状	課題
植生	樹木 サクラ	<ul style="list-style-type: none"> 能島、鯛崎島両島のすべての郭に、近年まで断続的に植樹されたサクラ（ソメイヨシノ）が多く残っているが、地鎮め遺構をはじめとした遺構が、当該木の根によって破壊されていることが発掘調査により明らかになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ソメイヨシノの根が本史跡の地下遺構を破壊することや、往時とは異なった植生環境が城跡としての景観に悪影響を及ぼしていることから、除去する必要がある。  <p style="text-align: center;">枯損木</p>
	樹木 雑木	<ul style="list-style-type: none"> 能島及び鯛崎島の各郭にはクヌギなどの高木や枯損木が点在していたが、主に本史跡の景観を阻害し、切岸及び天然の崖の崩落に繋がる斜面部の高木について順次伐採を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化により枯損木となった樹木が本史跡の景観の阻害要因となっており、除去する必要がある。

【B-3】 その他の諸要素

区分	要素	現状	課題
歴史的 構造物	祠	<ul style="list-style-type: none"> 木造弁才天坐像が安置された祠である。平成10(1998)年に再建されたものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の本質的価値とは関係がない施設である。市指定文化財を保護する施設として、当面は現状を維持するが、地元との協議のなかで更新時には規模縮小する等、今後の扱い方を検討すべき構造物である。
	木造 弁才天 坐像	<ul style="list-style-type: none"> 坐像の銘文と意匠から江戸時代(1643年)の作と考えられ、鯛崎島には明治時代に祀られたと推測される。平成16(2004)年12月に市指定文化財に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 安置されている祠とともに、本史跡の本質的価値とは関係がない文化財であるが、近代以降のここに至る経緯や地元の信仰の対象でもあるため、当面は現状を維持するが、地元との協議のなかで今後の扱い方を検討する。
	地蔵	<ul style="list-style-type: none"> 鯛崎島南の岬(地蔵鼻)に設置されている。平成2(1990)年頃現在のものが復元設置。地域に根付く民話「クジラのお礼参り」に登場し、地域のシンボリックな存在である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地蔵設置に至る経緯は不明であり、本史跡の本質的価値とは関係がない構造物であるが、当面は現状を維持する。

第2節 活用の現状と課題

無人島である本史跡は、現状では定期航路がなく容易に上陸することができない。そこで、ガイドンス施設である村上海賊ミュージアムを整備し活用することによって、本史跡の本質的価値を伝える役割を担わせている。船を使ったアクセスでは、宮窪町漁業協同組合等による能島上陸&潮流クルーズや潮流体験が実施されているが、右表のように、とりわけ上陸して本史跡を訪れた人数は、村上海賊ミュージアム入館者数のわずか 2.5%（平成 29（2017）年度）であり、大きな乖離がある。

本史跡の本質的価値を体感するには島を訪れることが重要であるため、活用上積極的な上陸手段の確保が不可欠である。さらには、本史跡についての情報発信や本史跡に関するさまざまな活用方法などについても十分とは言えない。これらを踏まえて、以下に活用の現状と課題を示す。

（1）史跡指定地内の構成要素における現状と課題

【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素（活用部分）

区分	要素	現状	課題
公開活用施設	接岸施設	<ul style="list-style-type: none"> 能島、鯛崎島両島には上陸のための現代の接岸施設が設けられている。能島の接岸施設は固定栈橋に仮設の浮栈橋が付属しているが、固定栈橋が劣化し、一部破損している。鯛崎島の接岸施設は固定栈橋のみで仮設の浮栈橋が無く、干潮時には高低差ができるため上陸できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 能島は活用のため常時上陸できる必要があるため、栈橋の劣化対策及び浮栈橋の継続的な利用を検討する。鯛崎島へは常時の上陸を想定していないが、現状で破損した場合に修復等の措置を講じる必要がある。
	史跡指定碑	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地に設置されている史跡指定を受けたことを標する花崗岩製の記念碑である。 	<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡を示すため、現状で保存する必要がある。

表6：潮流体験及び村上海賊ミュージアムの利用者数

能島上陸&潮流クルーズ		潮流体験	
年度	利用者数	年	利用者数
平成28年	約2,500人	平成28年	約22,000人
平成29年	約2,000人	平成29年	約23,000人
平成30年	※約800人	平成30年	約21,500人

※能島上陸&潮流クルーズは平成30年7月以降は災害復旧工事の影響で中止となっている。

村上海賊ミュージアム				
年度	入館者数	県内	県外	海外
平成28年	77,351人	22.0%	77.0%	1.0%
平成29年	78,234人	21.0%	78.0%	1.0%
平成30年	68,673人	22.0%	76.5%	1.5%

区分	要素	現状	課題
公開活用施設	標柱	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の史跡指定碑横に設置されている鉄製の標柱である。(史跡標示) 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が著しいことと史跡既指定碑と存在意義が重複していることもあり、必要性が低いため撤去を検討する。
	解説サイン	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の本質的価値を理解するための解説サインが南部平坦地及び鯛崎島にあるが、設備・内容ともに古く、最新の調査成果が反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定地内において、本史跡の本質的価値を理解するための活用施設の整備が行われておらず、来訪者が現地で本史跡の内容を把握できる解説サインの再整備や見学に際しての動線設定が必要である。
	園路	<ul style="list-style-type: none"> 能島には各郭を散策するための園路が整備されている。郭Ⅱ-郭Ⅴ間、郭Ⅲ-船だまり間、郭Ⅳ-南部平坦地の一部が木製階段で、郭Ⅰ-郭Ⅱ間(2か所)、郭Ⅱ-郭Ⅲ間、郭Ⅱ-郭Ⅳ間、郭Ⅲ-南部平坦地間、郭Ⅳ-南部平坦地間の一部、鯛崎島接岸施設-郭Ⅵが、横木丸太設置による園路である。 	<ul style="list-style-type: none"> 木製階段や横木丸太の園路の劣化と破損が進んでおり、来訪者の安全な散策に支障をきたしているため、動線を設定したうえで、必要な箇所については更新等の対策が必要である。
	便所	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地に設置されている汲取り式の便所である。見学者受入には不可欠の便益施設であるが、水洗機能が故障しており、また施設全体も老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 故障及び老朽化しているが、便益施設として必要であるため、更新を検討すべき施設である。ただし、地下遺構への影響を回避しつつ、復元建物と誤認を受けないデザインや配置、規模とする必要がある。
	四阿	<ul style="list-style-type: none"> 見学者の休憩用に郭Ⅲ南側に設置されている。施設が老朽化しているうえ、往時の復元建物と誤認を受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化しているが、便益施設として必要であるため、更新を検討すべき施設である。ただし、地下遺構への影響を回避しつつ、復元建物と誤認を受けないデザインや配置、規模とする必要がある。
	ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> 見学者の休憩用に郭ごとに擬木コンクリート製とスチール製のものが設置されている。コンクリート製のベンチは老朽化しており、スチール製のものは景観に馴染んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化しているうえ、デザインが本史跡の景観を阻害している。更新する場合は、材質、デザイン等に配慮する必要がある。

(2) 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素における現状と課題

【C】 史跡の理解に有効な諸要素

区分	要素	現状	課題
村上海賊ミュージアム	公開、活用、情報発信	<p>1) 村上海賊ミュージアムによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示、企画展示 <p>本史跡の生活・文化・流通及び歴史的背景を中心とした展示をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座、シンポジウム <p>本史跡の最新研究成果等を出前講座、シンポジウムを開催している。</p> <p>2) 日本遺産魅力発信推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本遺産「村上海賊」の情報発信 <p>本史跡を代表とする構成文化財の情報をパンフレット・HP・SNS等で発信している。</p> <p>3) 関連イベントへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国山城サミットへの加盟・参加 ・ 続日本100名城認定、スタンプラリー ・ 日本遺産サミットへの参加・PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上海賊ミュージアムの活動を中心として、積極的に本史跡を理解するための展示、シンポジウム、イベント参加により情報発信を行っているが、現地体験でしか味わえないこともあることから、本史跡と当該施設での一体的な取り組みを推進する必要がある。 ・ 全国的なイベント等で配布するための本史跡に特化したパンフレットやホームページ等、情報発信に有効なアイテムが作成されていない。
	教育普及	<p>1) 村上海賊ミュージアムによる学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校向けプログラムの開発運用 <p>市内外の児童生徒を対象とした見学プログラムによって本史跡の理解を促している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等 ・ 体験学習の実施 <p>公民館事業「まちなか探検学習」の補助、村上海賊ミュージアムにおける本史跡の解説、出土した土錘を再現する体験学習等を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の学校を対象とした様々な取り組みを積極的に展開しているが、全国からの来訪者を対象とした教育プログラム等が構築されていない。また、学校教育のみならず、様々な世代が学ぶ生涯学習の場として、本史跡を活かした取り組み案を示す必要がある。

区分	要素	現状	課題
村上海賊ミュージアム	観光振興	<p>1) 村上海賊ミュージアムと民間事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流体験 本史跡を周遊する遊覧船である。船内での解説文を村上海賊ミュージアムが作成している。 ・能島上陸&潮流クルーズ 村上海賊ミュージアムのミュージアムパートナーが同行し、解説している。参加者に配布される島内散策マップは、村上海賊ミュージアムの情報提供により作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体となり本史跡を「核」とした周辺及び広域に所在する諸要素を周遊するなど、本史跡を活用した観光コースの開発を検討する必要がある。
解説サイン	解説サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・村上海賊ミュージアムに隣接した民間施設に設置されている日本遺産「村上海賊」の構成文化財の解説サインである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の敷地内に設置されており、観光客には、目に付きやすく有効であるが、村上海賊ミュージアムへの来場を促すなどの工夫が必要である。
船の活用	船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡に渡るための定期航路はない。漁協の協力のもと、土日祝日限定で「能島上陸&潮流クルーズ」や本史跡を周遊する「潮流体験」が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に上陸するための手段が休日の「上陸&潮流クルーズ」に限られているため、来訪者が本史跡を訪れることが容易ではなく、安定した船の就航が必要である。

第3節 整備の現状と課題

本史跡は、現状で園路や便所等の各種便益施設や波浪による岩礁の浸食防止のための消波施設の整備を実施している。一方で、本史跡存続上の課題である雨水対策（崩落防止）や発掘調査等から判明した本史跡の本質的価値の活用のための整備については、未着手のものが多い。以下に整備における現状と課題を整理する。

区分	要素	現状	課題
保存のための整備	雨水排水対策整備	<ul style="list-style-type: none"> 各郭の縁辺部から切岸または自然の崖にかけて水道ができている箇所が多く、雨水が流出することによる斜面崩落が起りやすくなっている。平成30(2018)年7月豪雨では、船だまり上の斜面、郭Ⅰの南斜面、郭Ⅲの東斜面、鯛崎島の北斜面等の表層が崩落した。他の斜面でも今後、崩落の危険性をはらんでいると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 降雨時に水道となる箇所の調査を行い、必要な箇所については各郭の縁辺部に高まりを設け、雨水が郭斜面を流れず、郭内で浸透する地形に改変するとともに、盛土を行ったうえで縁辺部に排水管を敷設するなどの雨水排出のための整備を実施する必要がある。
	石積保護対策整備	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の石積及び郭Ⅲから船だまりにかけての通路状遺構の土留めの石積について、石の抜けやはらみが確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 石積の積み直し等の保護対策が必要であるが、南部平坦地の場合はその前面の海岸からは木柱が検出されているため、整備を行う際には慎重な工法検討が課題である。
	岩礁保護対策整備	<ul style="list-style-type: none"> 波が収斂される湾部について、東部海岸1か所、船だまり2か所に花崗岩の捨石による消波捨石を設置し、波浪からの浸食防止を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消波捨石は波浪による岩礁の浸食防止に役立っているが、範囲が限定的であり、岩礁全体を保護することはできていない。しかし、全面的な消波施設の設置は、景観や漁場に対して問題が生じるため、適切な手法の検討が必要である。
	歴史的構造物整備	<ul style="list-style-type: none"> 鯛崎島には地蔵、祠、市指定の木造弁才天坐像、石造物の4種類の歴史構造物が存在する。これらは近代以降に設置されたものと考えられ、本史跡の本質的価値と直接関係がない要素である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地蔵、祠、市指定の木造弁才天坐像は、当面は現状維持とするが、更新時には規模縮小や移転を検討する。石造物については、史跡整備に伴って本史跡指定地外への移転を検討する。

区分	要素	現状	課題
保存のための整備	植生整備	<ul style="list-style-type: none"> 能島及び鯛崎島の各郭にはクスギ等の高木や枯損木が点在していたが、主に本史跡の景観を阻害し、切岸及び自然の崖の崩落に繋がる斜面部の高木については順次伐採を行った。一方で、郭内には昭和期に植樹したソメイヨシノが現在も健在である。 	<ul style="list-style-type: none"> 郭内にはソメイヨシノが植樹されているが、往時の植生とは異なることと、発掘調査によってソメイヨシノの根が地下遺構を破壊していることが明らかとなった。このため全面的に伐採の必要があるが、住民等とのコンセンサスが十分に得られていないため、住民説明会等を重ねて理解を得ながら対処する必要がある。
	アクセス整備	<ul style="list-style-type: none"> 能島、鯛崎島両島には上陸のための現代の接岸施設が設けられている。能島の接岸施設は固定栈橋に仮設の浮栈橋が付属しているが、固定栈橋が劣化し、一部破損している。鯛崎島の接岸施設は固定栈橋のみで仮設の浮栈橋が無く、干潮時には高低差ができるため上陸できない。また、本史跡に渡るための定期航路はなく、現状のアクセスは漁協の協力による土日祝日限定の「能島上陸&潮流クルーズ」や能島城跡を周遊する「潮流体験」に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 能島を活用するには常時上陸できるようにするため、栈橋の劣化対策及び浮栈橋の継続的な利用を検討する必要がある。鯛崎島へは常時の上陸を想定していないが、現状で破損した場合に修復等の措置を講じる必要がある。また、現地に上陸するための手段が休日の「上陸&潮流クルーズ」に限られているため、来訪者が本史跡を訪れることが容易ではなく、安定した船の就航が課題である。
活用のための整備	解説サイン整備	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の既設の解説サインは、発掘調査等で明らかとなった本史跡の本質的価値を反映したものではなく、これを周知するための総合的な解説や、各郭の各遺構の解説等が設置されていない。また、各郭を繋ぐ見学動線が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の本質的価値を来訪者に分かりやすく伝えるため、遺構表示等を含めた解説整備の内容及び手法の検討が必要がある。また、本史跡内を巡る動線とビューポイントを設定する必要がある。
	岩礁及び岩礁ピット整備	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部分には、本史跡の本質的価値の一つである岩礁ピットや海蝕テラスのような特徴的な遺構が存在しているが、解説サインや立体復元によるサイン類はない。また、岩礁は滑りやすく動線もないため、見学が容易ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部の遺構が来訪者に理解できるような視覚的な解説の工夫が必要である。また、見学にかかる安全対策や動線設定の検討が必要である。

区分	要素	現状	課題
活用のための整備	園路整備	<p>1) 園路（木製階段） 階段に使用している木材が老朽化している。斜めになっている場所もあり、安全な周遊の妨げになっている。</p>  <p style="text-align: center;">老朽化した園路</p> <p>2) 園路（丸太横木） 横木丸太による階段が土砂により埋没したり欠損している箇所が多く、特に雨天時、落葉時期は滑りやすく危険である。</p>	<p>1) 地形的に階段通路である必要があるため、耐久性を持たせつつ景観に配慮したものに更新して設置する必要がある。</p> <p>2) 素材を検討したうえで部材を交換するなどして、来訪者が安全に散策できるように改修する必要がある。</p>
	安全対策整備	<p>・郭の縁辺部等には転落防止の柵等の設置がなく、簡易的にロープ柵が設置されており、転落防止の措置が十分に図られていない。</p>  <p style="text-align: center;">ロープ柵</p>	<p>・景観に配慮しつつ、危険箇所については転落防止のための対策を講じる必要がある。</p>
	便益施設整備	<p>・便所や四阿、ベンチなどの各種便益施設が整備されているが老朽化している。</p>	<p>・便益施設として必要と考えられるが、景観への配慮、地下遺構への影響を回避しつつ、復元建物と誤認を受けないデザインや配置、規模としたものに更新する必要がある。</p>

第4節 運営・体制の現状と課題

本史跡の保存管理団体には今治市が指定されており、本史跡の本質的価値の保存、活用、整備の実務について、今治市教育委員会文化振興課及び宮窪地域教育課（今治市村上海賊ミュージアム）が担っている。以下に運営・体制の現状と課題を整理する。

内容	現状	課題
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 市は管理団体として、園路、郭平坦部を中心とした除草や清掃を年間4～6回程度実施している。これらの維持管理は、業者委託事業として実施している。 降雨時等に斜面崩落が起きていないか陸地部から監視を行い、台風や地震の直後には必要に応じて上陸し点検を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季など植物の生育が早い時期には、草刈り等の維持管理の頻度が不十分である。また、維持管理に地元住民等のボランティアの関与が希薄であるため、住民の運営参加の機運の醸成が図れていない。 降雨時等に上陸しての点検や雨水の水道調査などを実施し、より積極的な維持管理に努める必要がある。
運営	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡を良好に保存管理し、本質的価値を活用するための整備については、今治市教育委員会文化振興課及び宮窪地域教育課(村上海賊ミュージアム)が担っている。 市として本史跡に渡るための手段(船)を運営していない。保存管理においては、宮窪漁協等の遊漁船運営資格をもつ業者のチャーター船を借り上げている。活用においては、「能島上陸&潮流クルーズ」や本史跡を周遊する「潮流体験」を宮窪町漁協等が運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が運営の主体となりつつも、地元住民やボランティア団体などの積極的な運営参画が可能となるような体制を構築する必要がある。 船の借り上げに伴う手続き・コストが障壁となり利便性が良くない。 既存の上陸ツアー等は民間団体や漁協が土日祝限定で運営を行っているため、来訪者が気軽に安定的に上陸することができない。

内容	現状	課題
<p>市役所内における 意志疎通・ 情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保存整備に伴う設計及び工事監理等の専門的業務については、水産課等所属の土木技師が務めている。 ・自然公園法に伴う申請等については国立公園の管理を担当する公園緑地課の助言・指導を得ている。 ・雑木伐採については森林法に基づき農林振興課へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要である。 ・本史跡を構成文化財とする各種日本遺産魅力発信推進事業は、観光課と連携して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡に関わる情報を速やかに共有できるような体制を整備する必要がある。 ・一般的な土木工事や森林、自然公園とは異なる史跡としての適切な取扱いの共有を図る必要がある。
<p>他の機関・ 組織との 意思疎通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課、史跡能島城跡調査整備検討委員会、今治市文化財保護審議会の指導・助言を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡に関わる情報を速やかに共有し、適切な指導・助言が得られるよう連絡・指導体制を構築する必要がある。

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

本史跡の望ましい将来像について、市として次のような大綱を示す。

大 綱

1. 我が国を代表する中世海城の姿と、そこを拠点として活躍した村上海賊の個性的な歴史・文化を学びを通して体感することのできる場として整備し永く後世に残す。
2. 村上海賊ミュージアムと一体となって、瀬戸内海地域をはじめ、能島村上氏の海や航路との関わりの調査研究を推進に寄与し、当地域の歴史的・地理的な特性を学ぶことのできる場であるとともに、広く情報発信するための場とする。
3. 地域住民をはじめ多くの人々にとって、豊かな海の自然の中で村上海賊が育んだ歴史・文化を感じる憩いの場とする。
4. 村上海賊の情報発信の拠点施設である村上海賊ミュージアムが核となり、しまなみ海道を中心とした今治・芸予諸島の文化財や観光スポットとのネットワークを構築し、地域間交流に役立てる。

第2節 基本方針

本章第1節の大綱を実現させるために、保存管理、活用、整備、運営体制について基本方針を示す。また、第7章から第10章では、本章で示した大綱・基本方針に沿って方向性と方法を示す。

(1) 保存管理の基本方針

本史跡の本質的価値を損なうことなく適切に保存し永く後世に継承するため、遺跡保存に影響を与える事象に対してモニタリングと調査研究を継続することによって現状を的確に把握する。特に、雨水・波浪に対する経年劣化と自然災害に対して保存保護のための適切な処置を講ずるとともに、日常的な維持管理を実施する。

(2) 活用の基本方針

本史跡のガイダンス施設である村上海賊ミュージアムが核となり、海城や海賊衆の歴史文化を現地の自然の中で学び体験できる拠点と位置づけ、学校教育、社会教育、学習・観光拠点の場として活用する。

(3) 整備の基本方針

本史跡の保全、遺構の保護、瀬戸内の景観との調和を図りつつ、海城の特性を活かし本史跡の本質的価値を適切に表現した整備を計画的に実施する。

(4) 運営・体制の基本方針

地域住民・関係部局と連携しつつ、本史跡の管理団体である今治市が主体となって日常的な運営・管理体制を整備する。

第7章 保存・保存管理

第1節 方向性

本史跡は、能島及び鯛崎島とも公有地化されており、史跡保存の条件としては良好であるといえる。ただし、離島であることや本史跡特有の急潮流の影響を受けること、昭和初期以降断続的に植樹されたサクラの取扱いなどの保存管理上の課題がある。この点を踏まえて以下に保存・保存管理の方向性を示す。

- ・本史跡の保存管理上影響を与えている事象に関してのモニタリングと必要な各種調査研究を継続的に実施し、遺構破壊原因の解明に努める。
- ・本史跡の本質的価値を永く後世に継承するため、日常の維持管理を実施し、遺構の現状や災害等による変化を的確に把握する。
- ・必要な現状変更等の行為への対応方針を示し、将来にわたる適切な保存管理に努める。

表7：現状変更等の基本方針

地区	行為の種別	現状変更等の基本方針
史跡指定地内	現状変更等を許可できない行為	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の滅失、き損または衰亡の恐れがある行為、史跡の本質的価値やその景観を著しく減じると認められる行為は、原則として許可しない。 ・史跡の地形及び景観を改変する行為は、災害復旧等の目的以外は原則として許可しない。

第2節 保存管理の方法

(1) モニタリング

- ・日常的な維持管理に加え、定期的な見回りを行い、災害等による遺構の破壊やその恐れのある箇所を把握する。特に海岸部は、浸食が著しいため精力的に行っていく必要がある。
- ・地域住民やボランティア等の協力を得ながら、草刈りや清掃等の維持管理を行い、本史跡の遺構及び環境の保全に努める。

(2) 応急措置

- ・モニタリングによって遺構の破壊等が確認された際には、応急的な破壊の進行防止対策を講じる。
- ・本史跡の遺構や来訪者の安全を脅かすサクラ及び枯損木は、遺構への影響を考慮しながら計画的・段階的に伐採を行う。

(3) 工事等の抜本的対策

- ・応急措置では保護できない場合や十分かつ慎重な工法検討が必要な工種については、本計画に基づきつつ設計を行い必要な保護対策を講じる。

(4) 指導・助言

- ・モニタリング、応急措置、工事等の抜本的な対策を行う際には、その都度文化庁及び愛媛県教育委員会からの指導・助言をうけながら整備、復旧の措置を講じる。
- ・整備、復旧の措置を行う際には、補助金を活用し指導に基づいた適切な保護対策を行う。

第3節 地区別保存管理

本史跡を構成する諸要素の保存管理の方法について、能島及び鯛崎島に区分して記載する。

表8：地区別保存管理表

地区	構成要素	保存管理の方法	
能島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 南部平坦地 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	・降雨時には現地で水道調査を行い、郭や切岸の破損やその恐れのある箇所を把握する。調査を踏まえて遺構損壊の未然防止策を講じ、被害拡大を防ぐ。 ・岩盤の崩落原因の調査を行い適切な保護を図る。 ・その他、本史跡の顕在遺構及び地下遺構等に影響を及ぼす危険性があるものについては、調査のうえ、その原因を取り除く。 ・本史跡指定地内の保存整備や災害によるき損については、本計画の基本方針を踏まえ、文化庁及び愛媛県教育委員会や学識経験者の指導・助言を受けながら整備を実施する。
		石積	・南部平坦地前面の石積の抜けやはらみについては、木柱への影響を考慮しながら被覆工法や積み直し等の対策を検討する。 ・船だまりと郭Ⅲを結ぶ通路状遺構の法面の一部に残存する土留めのための石積については、原状復旧し、新たな崩落を防ぐ対策を講じる。
		木柱	・波浪による影響について調査を行い、調査に基づき適切な保護を図る。
		船だまり 海蝕テラス 岩礁及び岩礁ピット	・本史跡の顕在遺構及び地下遺構等に影響を及ぼす危険性があるものについては、その原因を取り除く。 ・潮流等による遺構の浸食防止対策を検討し、必要な保護を図る。
	【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素	消波捨石	・現状維持を基本とするが、景観に配慮し、遺構の保護に必要な増設・新設を検討する。
		石塁	・現状維持を基本とし破損等がみられた場合は、史跡景観に配慮した改修または新設を検討する。
		接岸施設	・破損箇所を改築する。
		史跡指定碑 標柱 解説サイン	・サイン施設は、要不要を整理し、必要に応じて新設・改修・除却する。
		園路 便所 四阿 ベンチ	・本史跡の景観との調和及び地下遺構の保護を図りつつ、来訪者の安全のために新設・改修する。
	【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	サクラ	・本史跡の遺構に悪影響を与えることが明らかのため、伐採する。
鯛崎島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	※能島の保存管理の方法に従う。
		岩礁及び岩礁ピット	
	【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素	接岸施設	・現状維持を基本とし破損等がみられた場合は改築する。
		石碑	・要不要を検討し、不要な場合は除却する。
		園路	※能島の保存管理の方法に従う。
	【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	石造物	・調査を行い、本史跡との関係性を明確にしたうえで、移設、除却等を含めて検討する。
		サクラ	・本史跡の遺構に悪影響を与えることが明らかのため、伐採する。
【B-3】 その他の諸要素	祠	・市指定の木造弁才天坐像を保護するための施設として当面現状維持とするが、更新については規模縮小を検討するとともに、史跡指定地外への移設についても検討する。	
	木造弁才天坐像	・市指定文化財であるため、適切に保護する。劣化や破損の危険がある場合には、史跡指定地外へ移設するなどの適切な措置を講じる。	
	地蔵	・当面は現状維持を基本とする。	
全体		・ボランティア団体と連携し、日常的な維持管理を行う。	

第4節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

(1) 規制の概要

史跡指定地内において現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）をしようとする場合、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。なお、現状変更等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条に従い、今治市教育委員会が現状変更等の許可、取り消し、停止命令等の事務を行う。

また、本史跡は、環境省の瀬戸内海国立公園（第一種特別地域）の範囲内にあり、その自然風景を保護するため各種の行為が規制されている。この場合についても現状を変更する行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法に基づき環境省への申請または届出の申請が必要となる。

なお、漁業法において規制される現状変更等の申請は不要であるが、海上における各種の行為については、共同漁業権者の宮窪町漁協と協議し、同意を得る必要がある。

(2) 法令に定められた現状変更等の取扱基準

史跡指定地内において、現状変更に当たらない行為として、草刈りや危険木の除去、それによって発生した雑草等の処分や樹木の剪定などの植生管理などが挙げられる。また、現状変更等ではあるが許可を受けることを要しない行為として、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合の3つがある。この内容については、法125条、維持の措置の内容については、「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条に記載されている。現状変更等の許可が不要な行為について、下記の表9に整理する。

表9：現状変更等であるが許可を要しない行為

地区	行為の種別	現状変更等の取扱基準
史跡指定地内の全地区	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡のき損、衰亡時、流出時の現状復旧 ・ 土砂の流出や水たまり等による小規模な不陸箇所への土砂の充填
	非常災害等に伴う応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、台風等の災害による土砂等の流出、き損または衰亡の拡大を防止するため応急措置 ・ 被災後の崩壊工作物、倒壊樹木、土砂等の除去。 ※本史跡の場合、自然公園法も同様
	保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物、工作物の小規模な修繕 ・ 土地形状の変更を伴わない工作物等の修理、改修 ・ 土地形状の変更を伴わない一時的な仮設看板等の設置

また、現状変更等の許可申請が必要となる主な行為については、以下のとおりであるが、その許可権者別の区分表については、表10に整理した。

<現状変更等の許可申請が必要となる主な行為>

- ・掘削、切土、盛土など土地の改変を伴う行為
- ・樹木の伐採（ただし、人命や遺構に対する危険の回避のため、かつ抜根を伴わない場合は要協議）、移植、新規の植栽
- ・仮設物の設置（短期的に撤去することが明らかな場合は要協議）
- ・史跡の保存、活用、整備（防災、人命の安全確保を含む）のために必要な工作物の新設
- ・建築物、工作物等の改築、撤去、移設（色彩の変更も含む）
- ・公益上必要な上下水道、電気等の設備及び道路、水路等の改修、新設、復旧、撤去
- ・上記以外の史跡の保護に影響を及ぼす行為

表 10：許可権者区分表

地区	許可の申請区分		行為の内容
史跡指定地の全地区	文化庁長官	文化財保護法	下記以外の行為 例) ・本史跡の整備等に係る地形改変や掘削、付帯設備等の新設、植栽 ・発掘調査など
	今治市教育委員会	文化財保護法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期限を限った小規模建築物（2階以下で、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で建築面積120㎡以下）の新築、増築または改築 ・小規模建築物の新築、建築の日から50年を経過していない小規模建築物の増築または改築、除却 ・工作物の設置もしくは、設置の日から50年を経過していない工作物の改修又は除却 ・土地の形状を変更しない道路の舗装、修繕 ・史跡の管理に必要な施設の設置または改修 ・電柱、電線、ガス管、水道、下水道管等の工作物の設置または改修 ・木竹の伐採（抜根は不可） ・保存のために必要な試験材料の採取
	環境大臣	自然公園法第20条	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、増改築 ・木竹の伐採 ・環境大臣が指定する区域内における木竹の損傷 ・鉱物の掘採または土石の採取 ・汚水や廃水の排出 ・広告物の掲出若しくは設置 ・水面の埋め立てまたは干拓 ・土地の開墾、その他土地の形状変更 ・環境大臣が指定する植物の採取または損傷 ・環境大臣が指定する、風致の維持に影響を及ぼすおそれがある植物の植栽または当該植物の種子散布 ・環境大臣が指定する動物の捕獲、殺傷または当該動物の卵の採取若しくは損傷 ・環境大臣が指定する、風致の維持に影響を及ぼすおそれがある動物の放獣、放流等 ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩変更 ・環境大臣が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用または航空機の着陸 ・その他、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

(3) 史跡能島城跡における現状変更等の取扱基本方針

本史跡の保存・活用を目的とした調査や整備以外で、本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変、景観に悪影響を及ぼす行為については原則として許可しないことを前提とし、本史跡内における現状変更等の取扱基本方針を下記のとおりとする。

- ・本史跡の保存整備等、来訪者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更等に対応できる許可基準を定める。
- ・現状変更等を行う場合は、周囲の景観や来訪者への影響に配慮することとする。
- ・現状変更等を許可する場合は、遺構面を保護すること等の条件を付すとともに、必要に応じて今治市教育委員会文化財担当職員等による発掘（遺構確認）調査もしくは立会調査を実施することとする。
- ・本史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、本史跡の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や本史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

(4) 史跡能島城跡における現状変更等の取扱基準

本史跡における現状変更等について、文化庁長官または今治市教育委員会の許可が必要な行為のうち、今後想定される事例として事務処理規定に基づく許可基準を以下の①～⑧のように設定する。なお、郭ごとの現状変更の内容については、前提として有識者による委員会等で個別具体的に検討していくものとし、現状では同一の取扱基準とする。また、本史跡の構成要素ごとの取扱基準については、表11にまとめた。

① 発掘調査

- ・目的が本史跡の保存活用を図るうえで必要であり、調査範囲がその目的のため必要最小限であるものについて、委員会等で十分検討したうえで許可する。

② 遺構表示

- ・平面・立体遺構表示（地鎮め遺構や岩礁ピットの立体復元等）については、史跡景観を損なわない適正な数、規模・形状と素材を考慮し、委員会等で十分検討したうえで許可する。

③ 地形の改変

- ・復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は原則として許可しない。

④-1 建築物の新築

- ・本史跡の保存・活用上必要であり、本史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて、場所を郭Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・南部平坦地に限り、委員会等で十分検討したうえで許可する。
- ・仮設建築物については、河後森城跡や岡豊城跡に事例があるように、史跡活用のために井楼や建物跡を一時的に設置する場合、地下に影響を与えない据え置き型であり、史跡景観に配慮したものに限り、発掘調査で判明した規模・位置への設置について許可する。

④-2 建築物の増改築・修理

- ・鯛崎島にある祠（平成10年度設置）の増築については許可しない。また、修理については、規模が現状維持または縮小するものであって、史跡景観への影響を最小限にとどめるものについては許可する。

④-3 建築物の撤去

- ・撤去については、地下遺構等に配慮した上で許可する。

⑤ 便益施設の新設・改修・撤去

- ・新設及び改修については、規模、外観デザイン、基礎等による地下遺構及び史跡景観への影響が最小限のものについて、場所を郭Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・南部平坦地に限り、委員会等で十分検討したうえで許可する。
- ・撤去については、地下遺構等に配慮した上で許可する。

⑥ 工作物の新設・改修・撤去

- ・本史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であるものの新設・改修及び不要であるものの撤去について、本史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて許可する。
- ・解説サインの新設・改修については、史跡景観を損なわない適正な数、規模・形状と素材を考慮し、委員会等で十分検討したうえで許可する。
- ・ベンチの新設・改修・撤去については、史跡景観を損なわない適正な数、規模・形状と素材を考慮したうえで、基礎を伴わない据え置き型のみ許可する。
- ・本史跡の保存管理・活用・整備に寄与しない単なる記念植樹、記念碑等の工作物の新設については許可しない。

⑦ 地下埋設物の新設・改修・撤去

- ・電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する地下埋設物については、現在、本史跡内に存在せず、新設も原則許可しない。ただし、本史跡を保護するための雨水排水施設に限り、遺構及び景観へ影響を与えないものについては許可する。

⑧-1 植樹・植栽

- ・新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、本史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で許可する。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。

⑧-2 伐採（伐根）

- ・本史跡の遺構及び景観に悪影響を与える樹木等について伐採を許可する。
- ・抜根については、本史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則としてその必要性和、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に許可する。

※その他、記載のない行為の許可の是非については、事前に今治市教育委員会文化財担当課と協議・相談を行うこと。

史跡能島城跡における構成要素ごとの現状変更取扱基準

遺跡の保存と景観に配慮した本史跡の保存活用に資する以外の現状変更は許可しない。上記条件のもと、特筆する取扱いは以下のとおりである。

表 11：構成要素ごとの現状変更取扱基準表

地区	構成要素	現状変更の基準	
能島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 南部平坦地 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	保存のための排水施設、活用のための遺構に基づく復元建物・平面立体表示は許可する。 一時的工作物の設置は許可する。
		石積	保存のための施工以外は許可しない。
		木柱	保存のための現状変更以外は許可しない。
		船だまり 海蝕テラス 岩礁及び岩礁ピット	岩礁ピットの保存のための施工、活用のための一時的工作物の設置以外の現状変更は許可しない。
	【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素	消波捨石	景観に配慮し、遺構の保護に必要な増設・新設は許可する。
		石塁	景観に配慮し、遺構の保護に必要な改修・新設は許可する。
		接岸施設	保存活用のための最小限の改築は許可する。
		史跡指定碑 標柱 解説サイン	活用のための改修・新設は許可する。 保存活用に不要なものの除却は許可する。
		園路	活用のための改修・新設は許可する。
		便所 四阿 ベンチ	活用のための改修・新設は許可する。
	【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	サクラ	抜根・除根をしない伐採は許可する(整備のために必要な場合に限り除根は許可する)。 南部平坦地以外の植栽は許可しない。また、南部平坦地での植栽は、防根シート設置等により遺構に影響を与えない方法による場合に限り許可する。
	鯛崎島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)
岩礁及び岩礁ピット			岩礁ピットの保存のための施工、活用のための一時的工作物の設置以外の現状変更は許可しない。
【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素		接岸施設	保存活用のための最小限の改築は許可する。
		石碑	除却以外の現状変更は許可しない。
		園路	活用のための改修・新設は許可する。
【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素		石造物	除却及び史跡指定地外への移設以外の現状変更は許可しない。
		サクラ	抜根・除根をしない伐採は許可する(整備のために必要な場合に限り除根は許可する)。
【B-3】 その他の諸要素		祠(木造弁才天坐像)	現状以上の規模の設置は許可しない。史跡指定地外への移設及び除却は許可する。
		地蔵	現状以上の規模の設置は許可しない。史跡指定地外への移設及び除却は許可する。

・寄付者・寄贈者の名前が付せられた工作物、記念植樹等の設置は認めない。

第8章 活用

第1節 方向性

本史跡を広く国民に周知し、その歴史的価値を学び、体感する場として提供するため、次の4項目を活用の方向性とする。

(1) 能島城跡（歴史文化）の体感

本史跡に直接上陸し、全国でも希少な海城を体感することで、村上海賊が営んできた生活や文化を体感できる学びの場を提供する。

(2) 潮流（自然）の体感

本史跡周辺の全国有数の急潮流を体感し、村上海賊が活躍した瀬戸内の自然環境を学び、体感できる場を提供するため、民間との連携を継続する。

(3) 陸地部からの体感

本史跡を今治市大島側から眺め、海城としての景観などを体感できる場を提供する。また、本史跡と陸地部に点在する関連文化財とのつながりを体感し、城の成り立ちや地域の宝として守られてきた歴史などについて学び共感できる場を提供する。

(4) 村上海賊ミュージアムでの体感

本史跡及び村上海賊のガイダンス施設である村上海賊ミュージアムで、出土遺物や古文書等の歴史資料などを観覧することで、現地ではできない学習と体験を提供する場とする。

第2節 方法

本史跡を国民の宝として地域内外に広く普及していくため、「第1節 方向性」に則した、以下の活用方法を講じることとする。

(1) 能島城跡（歴史文化）を体感するための活用

- ・能島については、市が主導する安定した渡航手段（船）の確保や、安全で利便性の高い接岸施設（浮棧橋等）を整備するなどの対策を講じ、誰でも気軽に本史跡へ上陸できるようにする。
- ・能島の各郭（郭Ⅰ～Ⅴ及び南部平坦地）において、調査結果に基づいた解説サイン板や遺構表示等を設置し、来訪者が本史跡の本質的価値を正しく理解できるよう整備する。また、海岸部の岩礁ピットについても、木柱を立てる等の立体的な遺構の機能表示を検討する。
- ・鯛崎島へは常時上陸を想定せず、対岸の郭Ⅳ（東南出丸）をビューポイントと設定し、あわせて郭Ⅵ（鯛崎出丸）の解説サイン等を設置する。
- ・市が中心となって各種調査や整備事業への住民参加を促し、本史跡への愛着や事業に対する理解を深めるとともに本史跡の本質的価値や魅力を知るための機会を創出する。
- ・本史跡の本質的価値について現地で案内するためのボランティアガイドの育成に努める。
- ・安全な散策と史跡景観向上のため、草木を適切に維持管理する。



上陸ツアーガイドの様子

(2) 潮流（自然）を体感するための活用

- ・本史跡周辺を巡る潮流と、そこに息づいていた村上海賊の生活や文化を直接現地で体感できるよう、船やビューポイントを用いた潮流の活用に努める。
- ・用船については、既存の潮流体験等を運営する漁協組合と継続して連携・協力し、さらに手軽に体感するための環境を整える。ビューポイントからの潮流観測については、解説サインのほか、関係各所で潮流の速さや時間などの情報提供を行うことによって、利用者の利便性を高める。



潮流体験の様子

(3) 陸地部から体感するための活用

- ・大島側の水場、宮窪港、カレイ山展望台や、伯方島側の鶏小島キャンプ場など本史跡を眺望することができるビューポイントを設定し、多島美の優れた景観を体感するとともに、本史跡を俯瞰して見ることで、能島村上氏の活動範囲や航路を学び、実感できるよう周辺施設等と連携した活用を図る。
- ・大島陸地部に点在する周辺の関連文化財を周遊し、本史跡と一体的にその価値を学習できるようにすることで、本史跡が陸地部（大島）と密接に関わっていたことを体感できるようにする。
- ・本史跡が地域の財産として愛され守られてきた歴史と、地域の生業や食などの文化を体験し、来訪者が共感できるような取り組みを実施する。



カレイ山展望台からの眺望

(4) 村上海賊ミュージアムでの活用

【学校教育】

- ・地元の小中学校と協働し、本史跡の現地見学や潮流（自然）体験に加え、村上海賊ミュージアムでの学習を通して、地域の歴史に愛着を感じ誇りを持つ学びの場を提供する。
- ・本史跡や村上海賊に関する副読本を作成し、地元の小中学校を対象に配布を行う。また、学芸員による出前授業を実施し、本史跡や地域の歴史の理解促進を図る。



村上海賊ミュージアムからの眺望

【社会教育】

- ・村上海賊の魅力と共に発信できるパートナーを育成できる環境づくりを本史跡、村上海賊ミュージアムでの講義を中心に展開し、生涯学べる場を提供する。
- ・村上海賊ミュージアムにて、発掘調査の成果を踏まえて随時展示内容の更新や現地見学を行っていき、本史跡の価値を広く発信・共有する。
- ・村上海賊ミュージアムで行われているシンポジウムやフォーラム等を継続して行い、さらなる充実や展開を図っていく。

【村上海賊ミュージアムを基点とした周遊ルートの設定】

- ・村上海賊ミュージアムを本史跡のビジターセンター的な活用拠点とし、本史跡への上陸のみならず、村上海賊に関連する遺跡やビュースポット等を周遊できるルートを設定し、周知する。

(5) 地域活性化、観光振興における活用

- ・日本遺産「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」の構成文化財の一つとして、尾道市と連携した活用を行う。
- ・令和元年11月に国土交通省に「ナショナルサイクルルート」として認定された、しまなみ海道サイクリングロードを活用した取り組みを実施し、村上海賊体験サイクリングツアーをパッケージ化することで、国内外からの観光集客を促進する。ここでしか体験できないサイクリング、潮流体験、能島城跡上陸体験を観光パッケージしたものを民間事業者と共同開発し、販売促進する。
- ・尾道市と共同設置したDMO「しまなみジャパン」を核として、尾道市と連携し、日本遺産「村上海賊」の拠点となっている、能島、来島、因島のそれぞれの自然環境を活かした城の在り方について学ぶ場を提供するため、新たな観光学習商品を開発し、特に全国でも珍しい海城である本史跡で実際に城の姿を体感する場を整備する。
- ・クルージング、サイクリング、ウォーキング等において日本遺産の構成文化財を一体的に周遊できる観光コースを開発するなど、関連する他地域や他史跡と連携を図りながら地域振興を推進する。
- ・地元住民（ボランティア）と外部からの来訪者との接点を創出し、継続的な交流を行うことで、個人間のつながりやリピーターの獲得を図る。
- ・来訪者に対する受け入れ体制を充実させるため、ボランティア団体や観光ガイドの養成を行うなど、本史跡の保存活用に対する機運の醸成を図るとともに、行政側としてその仕組み作りを行い、その活動を支援していく。



山城サミット in 可児_出展ブース

第9章 整備

本史跡は、「第5章 現状と課題」で示したように、現地において本史跡の本質的価値を伝えるための整備が未着手であるという課題だけでなく、表土や岩盤の崩落の復旧が必要であるといった課題も抱えている。これらを踏まえ本章では、「第6章 大綱・基本方針」に記載した整備の基本方針に基づき「保存のための整備」と「活用のための整備」に大別し、その方向性と方法について示す。

第1節 方向性

＜整備の基本方針＞

- ・本史跡の保全、遺構の保護、瀬戸内の景観との調和を図りつつ、海城の特性を活かし本史跡の本質的価値を適切に表現した整備を計画的に実施する。

(1) 保存のための整備の方向性

- ・郭や岩礁ピットなどの本史跡の本質的価値を良好な状態で保存する。
- ・遺構破壊の原因となる雨水や潮流などの影響について調査分析を行い、必要な措置を講じる。
- ・郭、斜面、石積のき損している箇所を早期復旧を行う。
- ・本史跡に悪影響を及ぼす樹木や不要工作物は撤去し、良好な保存環境を整える。

(2) 活用のための整備の方向性

- ・本史跡の来訪者に対し、能島及び鯛崎島の各郭や海岸部の遺構など、本史跡の本質的価値を分かりやすくかつ誤解なく伝えるための整備とする。
- ・来訪者が安全かつ快適に散策することができる園路、各種便益施設を整備し、動線を設定することによって本史跡の魅力が的確に伝わるような整備とする。
- ・本史跡指定地外において本史跡を眺望するビュースポットの設定や解説サイン等の整備を行う。

第2節 方法

前節で掲げた方向性に基づき、今後進めていく保存及び活用整備の方法を以下に示す。

(1) 保存のための整備の方法

雨水排水対策整備

- ・能島・鯛崎島の各郭縁辺部について、調査によって降雨時に水道となっている部分を特定し、盛り土等の地形造作や地下に排水管を敷設するなど、縁辺部から切岸及び天然の崖への雨水流入を最小限に留め、斜面部を崩落から保護するための整備を行う。
- ・郭Ⅱ北西側の郭平坦面が大きく崩落している箇所について、盛土による復元復旧または、植生マットや植生土のう等による現状維持のための整備を行う。



豪雨災害の被害状況

石積保護対策整備

- ・船だまりと郭Ⅲを結ぶ通路状遺構の土留め石積については、転落しているものを用いた積み直し等の修復や流出防止のための整備を行う。
- ・南部平坦地の石積については、現状保存を第一に考えるが、積み直し等の必要性が生じた場合には石積前面の海岸に遺存する木柱を保護することを前提とした工法を検討する。

岩礁保護対策整備

- ・波浪等による海岸遺構の損壊については、その要因を食い止める護岸施工や、部分補修、補強、擬岩被覆工法など、適切な保全方法の検討を行い、本史跡の本質的価値である岩礁ピットや海蝕テラスや岩盤そのものを保全する整備を行う。

歴史的構造物整備

- ・鯛崎島の地蔵、祠、市指定の木造弁才天坐像は、近代以降の歴史的構造物であり、本史跡の本質的価値には直接関係しない。しかし、地元に浸透している構造物であり、その由緒や価値等について調査を行うとともに、周知を図りつつ当面は現状維持とする。ただし、今後更新が必要な場合には、本史跡の本質的価値に誤解を与える等の阻害要因とならないよう、移転または規模縮小等を検討する。
- ・鯛崎島の石造物については、島外から持ち込まれた石材を積んだものと考えられ、本史跡との関連がなく本質的価値に誤解を与えていることから、史跡外への移転を検討する。

植生整備

- ・発掘調査によって、根が郭の地下遺構を損壊していることが明らかとなったサクラ（ソメイヨシノ）については、郭の保存整備に並行して計画的に伐採を行う。雑木についても、枯損木が史跡景観に悪影響を及ぼしているため伐採する。



岩礁への樹根の浸食状況

その他

- ・本史跡の日常的な維持管理に加え、定期的なモニタリングと現状記録などを積極的に行う。また、必要に応じて現地測量、定点観測写真、航空写真撮影等についても実施を検討する。
- ・台風や集中豪雨による自然災害によるき損が今後生じた場合、速やかに被害拡大の防止措置を行い、被害状況を把握したうえで、可能な限り早期の復旧を行う。その際の工法については、遺構の保存及び景観に配慮した最適なものを選定する。

(2) 活用のための整備の方法

i) 能島の活用整備

アクセス整備

- ・本史跡に来訪したうえで活用に資するためには、能島へ安定的に上陸できる必要があり、市が主導する渡航手段の確保や棧橋の劣化対策及び安全で利便性の高い浮棧橋等を設置するなど、アクセス整備を行う。

解説サイン整備

- ・本史跡や遺構などの本質的価値を来訪者に理解してもらうため、発掘調査成果に基づいて分かり易い解説サインを適所に配置する。
- ・サイン類設置については、景観に配慮し遠望からも目立ちにくい高さ、規模、素材とする。

遺構表示

- ・特筆すべき遺構については、来訪者に視覚的に伝わるように立体はめ込み式の遺構復元表示や平面表示等の整備を検討する。また、岩礁ピットに木柱を設置して機能復元表示する等の方法も検討する。

**園路整備**

- ・来訪者が安全で快適に散策できるよう、発掘調査に基づいた通路状遺構（城内通路）の表示方法を検討するとともに、遺構の保護及び工法的に可能であれば、通路状遺構のルートに沿った復元通路を整備する。また、必要に応じて既設の園路、階段等について、史跡景観に配慮した再整備や修繕を行うとともに、動線設定に基づいた誘導サインを設置する。



愛媛県松山市：湯築城跡遺構表示

安全対策整備

- ・来訪者の安全を確保するため、手すりや転落防止柵の設置について検討する。整備を行う際には、遺構に影響を与えない工法・規模を採用し、自然とも調和した素材を用いることとする。

便益施設整備

- ・既設の便所、四阿、ベンチ等の便益施設については、老朽化が進んでおり、また、史跡景観に配慮したものではないため、必要に応じて撤去もしくは再整備を行う。なお、便所や四阿については、景観に配慮しつつ、発掘調査に基づいた建物の位置に設置して復元的にすることが可能かなど、配置、規模、デザインを慎重に検討する。ベンチについては、景観に配慮しつつ、遺構への影響を与えない据え置き型とする。

その他

- ・城跡の構造を容易に理解でき、海城ならではの眺望が楽しめるよう、また、顕在遺構や周囲の景観に配慮しながら定期的に伐採・剪定等の維持管理を行う。なお、維持管理をするために地域住民との調整を図り、持続可能な協力連携体制を構築する。

ii) 鯛崎島の活用整備

- ・ 常時上陸するための積極的な活用整備は想定していないが、能島や島外などのビューポイントから見た景観を維持保全する。また、設置されている祠については、村上海賊時代の復元建物との誤解を受けないよう周知を図りつつ、祠の更新時には移転もしくは規模を縮小するなど、目立たなくする対策を講じる。

iii) 指定地外の活用整備

- ・ 本史跡が見える島外のビュースポットに解説サイン等を設置し、その本史跡の本質的価値の周知や魅力発信につなげる。具体的には、大島の水場、宮窪港、カレイ山展望台や、伯方島の鶏小島キャンプ場など本史跡を眺望することができるビューポイントを想定している。
- ・ 整備事業は、参加型イベントの一環として地域住民等にも参加していただき、本史跡に対する誇りと愛着の醸成を図る。
- ・ 本史跡の歴史や自然、遺構についての情報が掲載されたパンフレットや、マップを作成し、広く情報提供を行う。また、多言語化を図ることで、外国からの観光客に対しても情報を発信する。
- ・ 発掘調査において発見された遺構や村上海賊の文化、海戦の様子を現地において視覚的に理解が出来るようにVRやARなどのデジタルコンテンツの開発を行う。



幹線道路から本史跡を望む

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

- ・ 日常的な維持管理を継続して行うための体制を構築する。また、そのために必要な予算を継続的に確保する。
- ・ 本史跡の保存、活用、整備を計画的かつ効果的に推進するため、本史跡の管理団体である今治市を主体とした管理運営体制を整備する。
- ・ 本史跡の適正な保存と活用を進めていくために、庁内関係部局や各種団体、上位機関、専門家等との連携体制を強化し、本史跡の維持管理や整備事業に市民が参画しやすい体制を整える。

第2節 方法

(1) 保存管理体制の整備

- ・ 必要な予算を継続的に確保し、地元住民や漁協とも連携し、官民一体となって本史跡の適切な保存管理を行っていく。
- ・ 本史跡の整備事業については、文化財部局のみならず、国立公園としての管理を行う中国四国地方環境事務所や松山自然保護官事務所、また、まちづくりや観光、自然環境、防災などに関連する、地域振興課、観光課、公園緑地課、防災危機管理課などの庁内関係部局との連携を強化し、行政一体となって本史跡の適切な保護を図る。
- ・ 本史跡を適切に保存、活用、整備していくため、村上海賊ミュージアムが主体となって調査研究を継続的に行う。本史跡は、全国でも希少な海城であるとともに水中遺跡としての価値もあるため、その調査研究に努め、水中考古学研究の進展に貢献する。
- ・ 本史跡の保存、活用、整備には考古学や文献史学などの専門的な側面を有するため、専門家や有識者及び文化庁や愛媛県教育委員会からの適切な指導・助言を得ながら事業を推進する。

(2) 市民参画の推進

- ・ 活用面に関しては、教育委員会と関係機関とで連携し、市民参画による維持管理や整備事業のイベントを企画し、本史跡の環境整備と整備事業の機運醸成に努める。またその際には、様々な媒体を使って効果的に情報発信を行う。
- ・ 日常の維持管理などの保存管理を行っていくためには、行政だけでは困難なため、地元住民の理解を得ながら協力連携をしていく体制を構築する。
- ・ 「潮流体験」を主宰する地元漁協組合や、「能島の里」といったNPO団体等の諸団体、地元住民とも協働して、本史跡に関する情報発信やイベントの実施などを継続的に行うとともに、活動の支援を行っていく。
- ・ 様々なボランティアグループが活動しやすい環境づくりに努めるとともに、保存や活用に携わることや来訪者との交流を行うことができるよう人材の育成や活動のサポートを行うことができる体制を構築する。

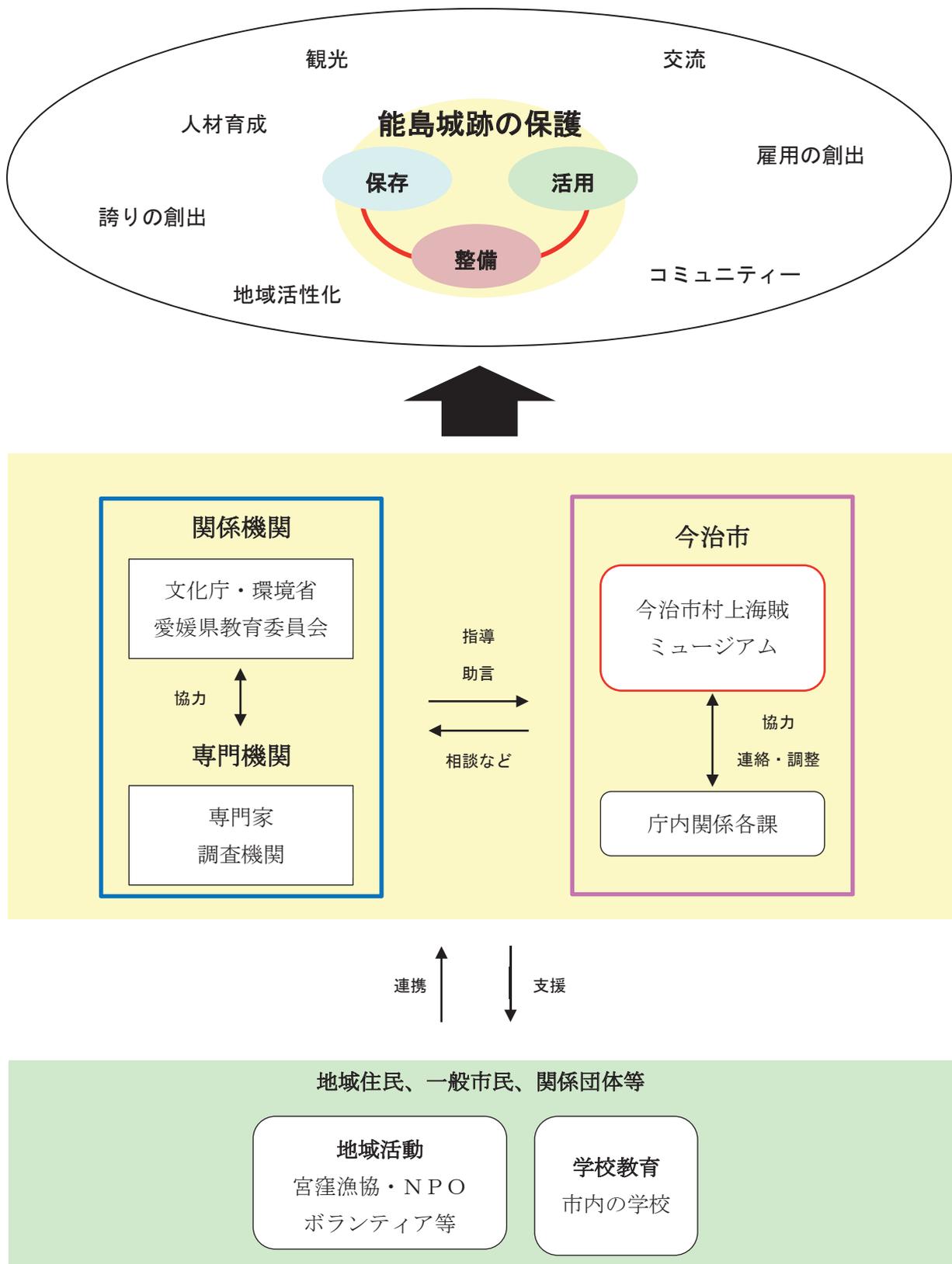


図 20：運営体制模式図

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の内容

本史跡は、能島及び鯛崎島とも史跡であると同時に公有地化がなされているうえ、保存整備事業に先立って詳細な発掘調査も継続して行われてきた。本計画策定後は、本計画及び発掘調査成果に基づいて本史跡の保存、活用を行っていく必要がある。そこで本章では、本計画の大綱・基本方針に基づき、第7章以降に示した保存・活用・整備・運営体制の方向性と方法を実現するための実施計画を策定する。

実施すべき施策としては、最優先事項として、雨水排水対策、岩礁保護、樹木（サクラ）伐採のような本史跡の存続や本質的価値の保存にかかる整備が挙げられる。また、このほか本史跡の本質的価値を周知するために必要な活用にかかる整備として、解説サイン板の設置や遺構表示などハード面の整備、社会教育や憩いの場として幅広い活用に資するためのソフト面の整備などを展開していく必要がある。

当事業を進めていくにあたり、各分野の専門家や地元関係者等から適切な指導・助言を得ながら、今後の整備計画を策定し施策を実施していく。

第2節 施策の実施期間・実施計画

当施策の実施期間を短期計画（2020年度～2024年度）と中期計画（2025年度～2029年度）、長期計画（2030年度以降）に仕分けし、事業の進捗や市の体制、予算等の状況に応じて、適宜見直しながら実施していくものとする。

（1）施策の短期実施計画（2020年度～2024年度）

優先して実施すべき施策について、短期計画として今後5年間で整備基本計画の策定から保存整備工事の実施設計を実施したのち、雨水排水対策工事及びサクラ伐採工事などの保存整備を実施していくものとする。

表12：短期年次計画

項目／期間	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
整備基本計画策定	■				
保存整備工事 基本設計		■			
能島・鯛崎島 地形測量		■			
保存整備工事 実施設計			■		
能島・鯛崎島 サクラ伐採工事			■	■	■
能島・鯛崎島 雨水対策工事				■	■
能島 石積修復工事				■	■
パンフレット等の作成、 ビューポイントの設定	■				
市主催活用事業・ 学芸員案内ツアー		■	■	■	■
管理運営体制の 整備	■	■	■	■	■

(2) 施策の実施計画の総括

短期計画に引き続き、中・長期計画として保存整備を実施する。主要なものとして、岩礁や石積の保護対策工事等がある。活用面では、栈橋改修や各種便益施設の再整備を行うとともに、立体・平面表示を含む解説サイン等を整備する。これと並行して指定地外のビューポイント整備や解説サイン整備も行っていく。また、村上海賊ミュージアムでは継続して教育普及・情報発信を行う。

今後の実施すべき各施策の項目と期間について、実施計画として下表にまとめる。

表 13：施策の実施計画

項目／期間		実施期間			備考
		短期 2020～2024	中期 2025～2029	長期 2030～	
基本事項					
計画の策定、設計	整備基本計画、基本設計、実施設計	■			
調査・研究	地形測量、文献調査など	■	■		
管理・運営体制の整備	庁内関係各課、ボランティア団体等との連携	■			
史跡の保存・活用・整備					
保存整備	郭	雨水排水対策工事の実施	■		
		サクラの伐採	■		
	石積	修復・積み直し	■	■	
	岩礁	岩礁保護対策工事		■	
	歴史的構造物	移転、更新の調整			■
	その他	モニタリング	■	■	■
活用整備	アクセス整備	栈橋の整備や船の利便性向上など		■	
	解説サイン	案内、誘導、解説サインの整備		■	
	遺構表示	遺構表示等の整備		■	
	園路	動線設定と園路の整備		■	
	安全対策	手すりや転落防止柵等の設置		■	
	便益施設	便所、四阿、ベンチなどの更新、再整備		■	
	その他	景観・環境保全のための維持管理、改修	■	■	■
指定地外の活用整備					
史跡周辺の整備	眺望	本史跡を眺望できるビューポイントの設定	■	■	
	イベント	住民参加型イベントの開催など		■	■
	パンフレット等	本史跡の解説パンフレットや散策マップの作成	■	■	
		デジタルコンテンツの作成		■	
村上海賊ミュージアム	教育普及、情報発信、シンポジウム等	■	■	■	

第12章 経過観察

第1節 方向性

本史跡を適切に保存・活用・整備するため、本計画の第7章から第10章において、保存、活用、整備、運営・体制の方針やその方法を示した。本史跡の適切な保存活用を進めていくには、これらの施策の実現に向けて、その進捗状況や見直しの必要性等を定期的に点検・評価しながら事業を進めていく必要がある。そして、本史跡を確実に後世へと繋げていくために、文化庁文化財部記念物課監修の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』に示される、①計画策定 (Plan) →②事業実施等 (Do) →③自己点検 (Check) →④計画の見直し (Action) というサイクルを基本にマネジメントを進めていく。

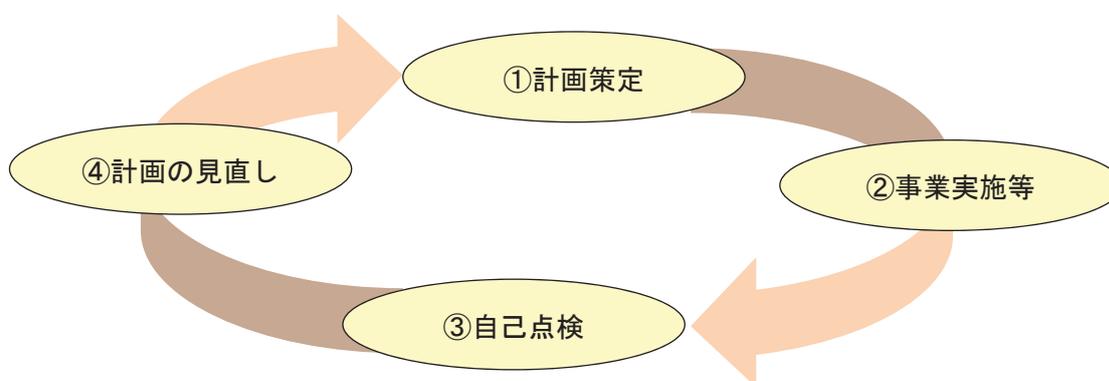


図 21 : マネジメントサイクル模式図

第2節 方法

本史跡の経過観察及び点検・評価は、適切な時期に今治市教育委員会が行い、その結果に基づき事業内容、予算や体制の見直しに反映させる。なお、本計画における点検は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』掲載の自己点検表をもとに作成した、次頁掲載の表を用いて実施する。

第12章 経過観察

自己点検表					
史跡等の名称		能島城跡			
管理団体、所有者名		管理団体：今治市教育委員会／宮窪地域教育課（村上海賊ミュージアム）			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考(現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	史跡指定標柱等は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定境界標は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
	国立公園との連携は図れているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関わ ること	保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいた、保存・活用・整備・運営がなされているか	1	2	3	
	保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
	文化財保存活用地域計画は策定されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	史跡指定時の本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	調査等により史跡の価値の再認識は出来ているか	1	2	3	
	専門職員、庁内関係各課、上位機関等との連携は十分に図れているか	1	2	3	
	遺構の劣化状況や保存環境に関わる調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分になされているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	日常的な管理はなされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、史跡及び環境保全のための措置を定め、実行しているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関 すること	公開は適切に行われているか	1	2	3	
	能島城跡の本質的価値を学び理解する場所となっているか	1	2	3	
	市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	地域のアイデンティティの創出に寄与しているか	1	2	3	
	文化的観光資源として活用されているか	1	2	3	
	体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3	
	パンフレット等は作成及び活用されているか	1	2	3	
	村上海賊ミュージアムの展示の工夫は適切になされているか	1	2	3	
(6) 整備に関する こと	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	整備は遺構等に影響を及ぼしていないか	1	2	3	
	修復において、しかるべき技術に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	整備における目指すべき将来像の姿を実現できているか	1	2	3	
	整備基本計画に基づいて整備されているか	1	2	3	
	整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連 携に関する こと	運営は適切に行われているか	1	2	3	
	体制は十分に整っているか	1	2	3	
	庁内関係各課、上位機関との連携は十分に出来ているか	1	2	3	
	周辺地域や関連史跡との連携は十分に出来ているか	1	2	3	
(8) 予算に関する こと	予算確保のための取り組みはあるか	1	2	3	